

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 8 月 10 日  
(契約責任者) 中日本高速道路株式会社 東京支社長 奥脇 郁夫

◎調達機関番号 418 ◎所在地番号 13

### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41  
(2) 工事名 中部横断自動車道 富士川橋 (鋼上部工) 工事  
(電子入札 (郵送入札) 対象案件)
- (3) 工事場所 自) 山梨県 西八代郡 市川三郷町  
至) 山梨県 南巨摩郡 富士川町
- (4) 工事内容 本工事は、橋梁上部工 (1 ヲ所ー延長 823.0m) を含む延長 823m の鋼橋上部工  
工事である。
- (5) 工事概算数量
- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 橋梁上部工 | 1 ヲ所ー823.0m (富士川橋 (下り線)ー823.0m) |
| 型式    | 鋼 3 径間連続 2 主鈑桁橋+鋼 9 径間連続細幅箱桁橋   |
| 最大支間長 | 84.0m                           |
| 架設方法  | 送出し架設+クレーンベント架設                 |
- (6) 工期 契約締結日の翌日から 1,350 日間
- (7) 使用する資機材
- |        |                        |
|--------|------------------------|
| コンクリート | 約 3,100 m <sup>3</sup> |
| 型枠     | 約 9,200 m <sup>2</sup> |
| 鉄筋     | 約 700 t                |
| 鋼材     | 約 2,400 t              |
- (8) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (9) 本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案 (以下「技術提案」という。) 及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (10) 本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札 (郵送入札) 運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。
- (11) 本工事は、契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札 (見積) 者に対する指示書を参照)
- (12) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の適用工事である。

### 2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長に当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第 25 号) 第 11 条の規定に該当しない者であること。

(2) 競争参加資格要件

①単体の場合

「鋼橋上部工」において、開札時に「平成 23・24 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされ

ている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が 1,180 点以上を有している者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,180 点以上であること。)

②特定建設工事共同企業体を構成する場合

「鋼橋上部工工事」において、開札時に「平成 23・24 年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が 1,180 点以上ある 2 者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(記 2 (2)の再認定を受けたものを除く。)でないこと。又は、この条件を満たす 2 者で構成された特定建設工事共同企業体。
- (4) 平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。)

①単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

(ア) 同種工事(下記(a)～(c)を必要とする。)

- (a) 鋼連続箱桁橋の工場製作
- (b) 送出し架設工法により架設した最大支間長 65m 以上ある鋼連続箱桁橋の工事
- (c) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

②特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

(ア) 同種工事(下記(a)～(c)を必要とする。)

- (a) 鋼連続箱桁橋の工場製作
- (b) 送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事
- (c) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

(5) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任(監理)技術者を当該工事に専任できること。

①専任の主任(監理)技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工事を含む)している期間とし、平成 25 年 1 月から平成 28 年 5 月を予定している。

②配置予定技術者の工事経験

現場代理人又は主任(監理)技術者のうち 1 名以上が、平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同種工事の項に掲げる各工事の実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工事の経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

(ア) 同種工事(下記(a)～(c)を必要とする。)

- (a) 鋼連続箱桁橋の工場製作
- (b) 送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事
- (c) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

③現場代理人・主任(監理)技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④監理技術者にあつては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行にあたり配置できること。

①設計管理技術者

設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(ア) 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。

(イ) RCCM〔鋼構造及びコンクリート部門〕の資格保有者。

②照査技術者

照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることはできない。

(ア) 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。

(イ) RCCM〔鋼構造及びコンクリート部門〕の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格結果通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域 2」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(8) 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。

③各構成員の出資比率は、2 者で構成される場合は 30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 記 1 に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を下記に示すが、具体的技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

(2) 評価項目及び評価指標

工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策、環境対策、CO<sub>2</sub>の排出抑制を評価項目とする。

評価項目を達成するため、「品質管理」・「出来形管理①②」・「安全対策」・「環境保全」・「地球温暖化対策（CO<sub>2</sub>削減）」を評価指標とする。

### (3) 評価項目内容

技術提案は、評価項目毎に3提案以内とし、4提案以上の場合には不採用とする。技術提案が1提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み評価項目毎にA4版3枚以内、全体でA4版18枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。

#### ①性能・機能「品質管理」

床版のコンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載）

#### ②性能・機能「出来形管理①」

鋼桁の架設精度の出来形管理手法（目標とするキャンバーの管理値を記載すること）

#### ③性能・機能「出来形管理②」

床版の高さの出来形管理手法（目標とする管理値を記載すること）

#### ④特別な安全対策「安全管理」

高所作業時の作業員の安全対策及び建設資材飛散防止対策とその効果

#### ⑤環境対策「環境保全」

富士川に対する汚濁防止対策とその効果

#### ⑥CO<sub>2</sub>の排出抑制「地球温暖化対策（CO<sub>2</sub>削減）」

工事中のCO<sub>2</sub>削減対策として工法選定、資材選定、仮設設備を含む機械選定において特に重要と思われる対策について期待できる効果を含めて記述する。

### (4) 評価項目の評価基準

①優：標準案に比べ、非常に優れているもの

②良：標準案に比べ、優れているもの

③可：標準案と同等であるもの

### (5) 評価点の付与方法

評価点の付与方法は、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。（判定方法）

#### ①性能・機能「品質管理」

項目別配点 優 20点、良 10点、可 0点

#### ②性能・機能「出来形管理①」

項目別配点 優 20点、良 10点、可 0点

#### ③性能・機能「出来形管理②」

項目別配点 優 20点、良 10点、可 0点

#### ④特別な安全対策「安全管理」

項目別配点 優 20点、良 10点、可 0点

#### ⑤環境対策「環境保全」

項目別配点 優 10点、良 5点、可 0点

#### ⑥CO<sub>2</sub>の排出抑制「地球温暖化対策（CO<sub>2</sub>削減）」

項目別配点 優 10点、良 5点、可 0点

### (6) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数 $\alpha$ を乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①総合評価点：（技術評価点 $\times \alpha$ ）＋（価格評価点 $\times 0.5$ ）

$\alpha$ の値は「0.2」とする。

②技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③価格評価点：0（ $0 \leq P < 0.5L$ ）

$((P/L \times 100) - 50) / (X/L - 0.5)$ （ $0.5L \leq P < S$ ）

100-200 (P/L-X/L) (S≤P≤1.0L)

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：調査基準価格以上の最低入札価格

S：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、X/LをS/Lとする。

(7) 記(6)において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(8) 配置技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(9) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(10) 技術提案にあたっての留意事項

技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不適格とする。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局 〒105-6011 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー11F  
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 契約チーム  
電話 03-5776-5600 (代表)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法等

入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書(案)、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表(以下「設計図書等」という。)を交付する。

①交付期間：平成24年8月10日(金)から平成24年11月6日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで

②交付場所：記4(1)に同じ。

③交付方法：設計図書は、CD-Rにより無料で交付する。

(3) 申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書(案)及び技術提案資料(以下「申請書等」という。)の提出期間、場所及び方法等

①提出期間：平成24年8月10日(金)から平成24年9月10日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで

②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計2MBを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、記4(3)①の期間に、記4(1)に郵送すること。(郵便書留に限る。)

(4) 開札(入札執行)の日時及び場所

①電子入札による入札

平成24年11月2日(金)午前10時から平成24年11月6日(火)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②郵送による入札(紙入札参加の届出を行った場合)

郵送による入札書の受領期限は、平成24年11月6日(火)午後4時までに記4(1)に郵送すること。(郵便書留に限る。)

③開札日時：平成24年11月7日(水)午後2時30分

④場所：記4(1)の中日本高速道路株式会社 東京支社 7階入札室

#### 5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除
- ②契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 本工事の総合評価提案資料の提出にあたっては、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、総合評価提案資料についてその意思を表示すること。

(5) 技術提案の採否

技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。これに違反した入札は無効とする。

(6) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記 2 (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(8) 契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)

(11) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(12) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(13) 手続における交渉の有無 無

(14) 契約書作成の要否 要

(15) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無 無

(16) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問合せ先は、記 4 (1) に同じ。

(17) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 4 (3) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を

受けていなければならない。  
(18) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Chubuoudan Expressway Fuji River Bridge (Steel Superstructure)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M. 10 September 2012
- (5) Time-limit for the submission of tenders : From 10:00 A.M. 2 November 2012 to 4:00 P.M. 6 November 2012
- (6) The language used for application and inquiry shall be Japanese
- (7) Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department.  
Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4-3-1, Toranomom, Minato-ku, Tokyo, 105-6011 Tel.03-5776-5600